



定期報告書を作成する業者様へ 避雷設備の構造に御注意ください

避雷設備の構造基準が令和6年国土交通省告示第151号により改正され、現在は経過措置期間となっておりますが、**令和8年4月1日から新基準(JIS Z 9290-3-2019)が適用**されます。

現在設置されている避雷設備で新基準を満たさないものは、「既存不適格」となり、**定期報告書で既存不適格としての報告が必要**となります。

避雷設備新基準の 主なポイント

- 受雷部の配置（保護角法の角度）は最大 53° に変更（受雷部高さ60m以下の場合）
- 高さ75m超建物の側壁保護基準が追加
- 屋上突角部等の保護が追加（突角部、縁部に受雷部を設置することが望ましい）
- 引下げ導線の間隔は原則20m以下に変更（既存建築物の間隔は50m以下）
- 令和8年3月31日以前に着工された建築物は、経過措置期間中のため旧基準の避雷設備とすることも可能だが、令和8年4月1日以降に既存不適格（※）となる

※定期点検時は、「避雷針、避雷導線等の劣化・損傷有無」と併せて、新基準への適合を御確認ください。

新基準の詳細については、国土交通省通知等で御確認ください。

【国土交通省ホームページ】



【日本建築設備・昇降機センターホームページ】



【参考画像】

